

# 令和2年度 学校運営の重点課題【県立特別支援学校】

本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づき、めざすべき人間力像「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」を育成するため、次の2点を基本的な考え方とし、令和2年度の学校運営における重点的な取組を $1\sim5$ のように整理しました。

なお、お示ししている重点的な取組も参考に、学校教育計画における学校教育目標を検討い ただくようお願いします。また、全教職員に周知いただくようお願いします。

#### <基本的な考え方>

- 「SDGs (持続可能な開発目標)」の理念を踏まえた「かながわ教育ビジョン」第5章「重点的な取組み」の推進
- 様々な教育課題の解決を図り、県民から信頼される学校づくりをめざす

### 1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実

(学校目標の視点:「教育課程、学習指導」に関する内容)

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

### 〇一人ひとりのニーズにあわせた教育

新学習指導要領などについての理解を深め、適切に教育課程を編成するとともに、「個別教育計画」を踏まえた授業実践に計画的に取り組んでください。特に、中学部は令和3年度からの新学習指導要領全面実施に向け、カリキュラムマネジメントの視点を踏まえ、教育課程の編成に取り組んでください。

#### 〇政治参加教育の充実について

選挙権年齢の引下げを踏まえ、「特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集」などを活用して、選挙体験学習を計画的に実施し、政治参加教育に取り組んでください。

#### ○幼・小・中・高等部を通したキャリア教育の推進

幼児・児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や発達の段階を的確に踏まえ、幼・小・中・高等部を通してキャリア発達を促すための取組を進めてください。特に、学びの連続性を踏まえた教育課程の編成の工夫・改善を行うなどにより、キャリア教育の推進に取り組んでください。

### (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

#### 〇「いのち」の尊重に関する教育の推進

「いのち」を大切にする心を育むため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を活用するなど、様々な教育活動を通し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を含め「いのちの授業」の更なる充実を図ってください。また、家庭や地域においても推進されるよう、保護者や地域の方への周知に取り組んでください。

#### 〇人権教育の推進

性的マイノリティや障がい、外国につながりのある児童・生徒に対する偏見や差別意識がいじめなどの人権課題につながることを、教職員が的確に認識し、教育活動全体で人権の視点に立った学校づくりに取り組んでください。

### 〇健康・体力つくりの推進

生涯にわたる健康と未病を改善する基礎づくりとして、体力向上や運動に親しむことができるよう系統的な指導を行うとともに、望ましい食習慣を培うため、「食育」の推進に取り組んでください。

「かながわパラスポーツ推進宣言」を踏まえ、県教育委員会が作成した「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」の活用や、スポーツ教室の開催などを通して、スポーツをする喜びを実感できるようにし、かながわらしいオリンピック・パラリンピック教育の推進に取り組んでください。

#### 〇医療的ケアの安全な実施

医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が、安全にかつ安心して学校生活を送れるよう、自立活動教諭(看護師、専門職)などの校内教職員及び担当医などとの協働や連携のもと、支援に取り組んでください。

#### 〇DIG (災害図上訓練) などの実践的防災訓練による災害対応力の向上

今後30年以内の発生確率が70%と予測されている「都心南部直下地震」や、大型台風などによる土砂崩れや大規模浸水などに備えるため、実践的防災訓練として、全県立学校でDIGを実施するとともに、既存の訓練に保護者や地域住民と連携した避難所などの体験訓練を取り入れるなど、生徒などの災害対応力の向上に取り組んでください。

### (3) グローバル化などに対応した教育の推進

#### 〇情報教育の推進

障がいの特性に応じた活用について、各校で研究・研修を行い、コミュニケーション支援や学習支援などの推進に取り組んでください。また、スマートフォンなどの使用に関する情報モラル教育の推進に取り組んでください。

## **2 一人ひとりのニーズに応え、共に成長することをめざした、生徒指導・支援の充実** (学校目標の視点:「生徒指導・支援」に関する内容)

(1) 組織的な指導・支援体制の充実

#### ○きめ細やかな幼児・児童・生徒指導・支援の充実

幼児・児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や発達の段階を十分に踏まえた「個別教育計画」を作成するとともに、個々に応じた指導・支援について、個別の指導と集団の指導の両方を関連付けた授業実践や生徒指導、教育相談を通して、いじめ防止に取り組むとともに、自己理解や達成感を育んでください。

#### 〇アセスメントの充実

校内の関係者が専門性を発揮し、チームで多面的に幼児・児童・生徒の実態把握 をするための手立てについて、各校の状況を踏まえて工夫・改善してください。

#### (2) インクルーシブ教育の推進

#### 〇居住地交流と地域の学校との交流及び共同学習の工夫・改善

共生社会の実現に向け、居住地交流ガイドラインに基づいて、居住地交流の充実を図るとともに、学校間の交流及び共同学習や地域との交流に計画的・組織的・継続的に取り組んでください。特に、学校間の情報共有を丁寧に行ってください。

## **3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実** (学校目標の視点:「進路指導・支援」に関する内容)

(1) 進路指導・支援の充実

#### 〇移行支援の充実

地域や企業などとの連携を図り、産業現場などにおける実習、清掃技能検定など を活用し、自立と社会参加する上で必要な力を育成し、本人のニーズや適性に応じ た、自己選択・自己決定のための継続した指導・支援に取り組んでください。 また、関係各機関などと協力し、定着支援の充実に取り組んでください。

## 4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点:「地域等との協働」に関する内容)

#### (1) 地域等との協働の推進

### 〇地域と連携した教育活動の推進とコミュニティ・スクールの導入について

学校と地域の協働・連携の意義について教職員の理解を図るとともに、地域住民 や保護者、福祉機関、企業などの協働により、ボランティアの育成、イベントの開 催、防災活動、地域資源を活用した授業、施設開放などに取り組んでください。学 校運営協議会の新規設置校については、スタートアップガイドに基づき地域協働に よる学校運営の推進に取り組み、既設置校については、引き続き、着実な定着に向 けて取り組んでください。

#### 〇地域と連携した教育活動及び地域での学びの場づくりの推進

学校と地域との連携・協働を推進するため、外部講師として地域の人材を招いたり、社会教育施設などと連携するとともに、学校の施設開放に取り組み、地域の方々の生涯学習機会の拡大に協力してください。

#### (2) インクルーシブ教育の推進

#### 〇センター的機能の充実

インクルーシブ教育の進展を踏まえた特別支援教育の充実に向け、地域における 特別支援教育のセンター的機能としての取組を進めてください。特に、小中学校に 加えて高等学校への支援の充実を図ってください。

### 5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備の充実

(学校目標:「学校管理、学校運営」に関する内容)

#### (1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

### ○学校評価システム等を活用した学校経営の充実

令和2年1月に改定した「学校評価システムの手引き」に基づいて、「学校教育計画」(令和2~5年度)を策定するとともに、1年間の目標設定や取組内容の明確化を図り、学校運営の組織的な改善に取り組んでください。

#### 〇不祥事防止の徹底

令和元年度は、教職員による重大な不祥事が多く発生しました。年代別リーフレットや毎月の不祥事防止啓発点検資料を活用するなど、教職員一人ひとりが不祥事を自らのことと認識して不祥事ゼロをめざし、その防止に取り組んでください。

### (2) 安心で快適な教育環境の整備

#### ○教員の働き方改革の推進

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、効果的な教育活動を行うために、令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に沿って取り組んでください。

#### 〇地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民などが避難してきた場合を想定し、災害の性質に応じた具体的な対応などについて積極的に市町と協議を行い、合同訓練を実施するなど、引き続き市町・地域との連携を進めてください。

また、高等部知的障害教育部門の生徒の通学については、「自立と社会参加を目指した、自力通学を基本」としつつ、地域の資源を活用するなど、障がいの状態等に応じた通学支援の充実を図ってください。

## かながわ教育ビジョンに基づく「人づくり」

神奈川県教育委員会では、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」を、平成 19 年 8 月に策定(平成 27 年 10 月 4 ・ 5 章改定、令和元年 10 月 5 ・ 6 章改定)しました。

この教育ビジョンは、夢や希望の実現に向けた自分づくりを支援していく営みを「人づくり」ととらえ、一人ひとりの成長の過程で、様々な立場の人々が役割と責任を自覚して人づくりにかかわり、協働と連携を進めることで、生涯を通じた人づくりをめざしていくことを基本的な考え方としています。

以下、教育ビジョンの概要を示していますが、このビジョンは「令和2年度 学校運営の重点課題」の基本となりますので、改めて教職員一人ひとりが確認し、日々の教育活動の中で、この理念などを具体化するよう取り組んでください。

## 第1章 教育ビジョン策定の背景

## 第2章 基本理念・教育目標

#### [基本理念]

未来を拓く・創る・生きる 人間力あふれる

かながわの人づくり

[教育目標(めざすべき人間力像)]

思いやる力

たくましく生きる力

社会とかかわる力

実現に向けた手だて

今こそ大事な 心ふれあう経験 よりよく生きるための 「行動の知」を

心ふれあう しなやかな 人づくり

## 第4章 展開の方向 (平成27年10月改定)

(人づくりを展開する上での県の方向性を体系的に整理)

### 基本方針

- 1. かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組みを進めます
- 2. 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます
- 3. 少子化などに対応した家庭での子育で・教育を支える社会づくりを進めます
- 4. 子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます
- 5. 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

## 第3章 人づくりの視点

### 人の発達段階を通じた各主体のかかわり

(乳・幼児期)

健全な心身と生活 の基礎を培う段階 (児童・青年期)

自分らしさを探求 する段階

「つむぐ おりなす」 協働による 取組みの推進

(円熟期)

豊かな人生を探求 する円熟の段階 (成人期)

社会的・経済的に 自立する段階

市町村

家庭 地域 学校 企業

## 第5章 重点的な取組み(令和元年10月改定)

(各主体)

(今後の県の重点的な取組みを明示)

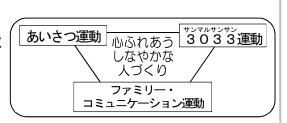
- I. 生涯学習社会における人づくり
- Ⅱ. 共生社会づくりにかかわる人づくり
- Ⅲ. 学びを通じた地域の教育力の向上
- Ⅳ. 子育で・家庭教育への支援
- Ⅴ. 学び高め合う学校教育
- VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と 活力と魅力にあふれた学校づくり
- Ⅶ. 県立学校の教育環境の改善
- Ⅷ. 文化芸術・スポーツの振興

## 第6章 教育ビジョンの推進(令和元年10月改定)

- 〇 県民と歩む教育ビジョンの推進
- 人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大
- 〇 行政改革·地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

学校や家庭、地域など、教育ビジョンを様々な主体と共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていく「かながわ人づくり推進ネットワーク」に教育委員会も参加しています。





教育ビジョンを推進する心ふれあう3つの運動